

守口市被災児童生徒に対する教科用図書支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、火災、地震、洪水、豪雨その他の異常な自然現象のうち、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けるに至らないもの（以下「災害」という。）を被った児童又は生徒の保護者に対し、災害により滅失又はき損した教科用図書（以下「教科用図書」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童 守口市立の小学校又は義務教育学校の前期課程に就学する児童をいう。
- (2) 生徒 守口市立の中学校又は義務教育学校の後期課程に就学する生徒（守口市立さつき学園の夜間学級に就学する生徒を除く。）をいう。
- (3) 保護者 児童又は生徒に対して親権を行う者、未成年後見人その他の者で児童又は生徒を現に監護するものをいう。
- (4) 災害 火災又は地震、洪水、豪雨その他の異常な自然現象をいう。

(教科用図書の支給の対象)

第3条 教科用図書の支給の対象となる者は、災害により教科用図書に被害を受けた児童又は生徒（死亡した児童又は生徒を除く。）の保護者とする。

(支給の手続)

第4条 教科用図書の支給を受けようとする者は、被害を受けた児童又は生徒が就学する学校の長に被害の状況を申し出なければならない。

(調査)

第5条 前条の規定による申出を受けた学校の長は、速やかに被害の状況を調査し、被害状況調査書により教育長に報告しなければならない。

(支給の決定)

第6条 教育長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、教科用図書を支給すべきものと認めたときは、教科用図書の支給の決定を行うものとする。

(支給の方法)

第7条 教育長は、前条の決定をしたときは、当該決定を受けた者に対し、速やかにその者の児童又は生徒が就学する学校の長を経由して教科用図書を支給するものとする。

(取消し及び返還)

第8条 教育長は、支給の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、教科用図書の支給の決定を取り消し、又は既に支給した教科用図書の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により教科用図書の支給を受けたとき。

(2) その他教育長が不相当と認めたとき。

(細則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、教科用図書の支給に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。